

○山梨県危険な動物の逸走時における措置要領

平成17年3月29日
通達(生企)第225号

第1 目的

この要領は、危険な動物の逸走事案に際し、警察機能を総合的に発揮し、迅速かつ的確な現場措置を行うための必要な事項を定め、もって住民の被害防止及び不安感を早期に除去することを目的とする。

第2 定義

この要領において、危険な動物とは、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号）第2条第2号に定めるものをいう。

第3 措置活動の基本

逸走事案に対する警察活動に当たっては、人の生命及び身体の安全及び保護をすべてに優先させ、速やかに事態の收拾を図ることを基本とする。

第4 実態の把握

警察署長は、その管内における危険な動物の飼養場所、施設等について常に実態を把握し、必要な資料を収集・整備するとともに、危険な動物の逸走時において、迅速な措置がとれるよう、市町村、猟友会等関係機関と密接な連絡を保持し、常に協力が得られる体制を整えておくこと。

第5 装備資機材の整備

所属長は、逸走事案の発生に備えて、必要な車両、装備資機材等を常に点検整備しておくこと。

第6 警察署長の措置

1 現場の状況確認及び速報

警察署長は、逸走事案を認知したときは、別記様式により、直ちに生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して警察本部長に速報するとともに、幹部警察官を現場に急行させること。

現場へ急行した幹部警察官は、現場の警察官を指揮して被害者の救護、避難誘導等の応急措置をとるとともに、現場の状況を逐次、警察署長に報告しなければならない。

2 報告及び連絡体制の確立

警察署長は、有効かつ適切な初動措置を講ずるため、現場及び警察署における報告責任者を指定し、これに補助者を付して報告及び連絡業務に専念させ、現場及び警察署並びに警察本部の報

告及び連絡体制を確保すること。

3 初動措置

警察署長は、次の初動措置をとるものとする。

- (1) 負傷者の救出救護
- (2) 避難誘導及び逸走範囲拡大防止のための緊急措置
- (3) 交通規制及び整理
- (4) 現場保存
- (5) 関係者、証拠物件等の確保
- (6) 被害の調査

4 応援要領

- (1) 警察署長は、逸走事案の規模及び態様により、捕獲等のため、警察官の応援派遣を必要とするときは、生活安全企画課長を経由して、その旨を警察本部長に要請すること。
- (2) 警察署長は、負傷者の救護、付近住民の避難、危険な動物の捕獲等の措置をとるに当たっては、生活安全企画課長に報告するとともに、関係機関に対して必要な措置をとるよう要請すること。

5 広報活動

- (1) 警察署長は、現場における混乱の防止、危険な動物の捕獲等について協力を得るため、付近住民に対して、事案の進展に伴い、必要な事項について、逐次、広報活動を行うこと。
- (2) 警察署長は、現場及び警察署における広報担当者を指定し、報道機関に対する発表を一元化し、逐次、情報を整理して積極的に情報の提供を行い、取材活動の便宜を図ること。

第7 生活安全企画課長の措置

生活安全企画課長は、事案発生 of 報告を受領したときは、その概要を警察本部長に報告するとともに、現地における初動活動の指示、応援出動の準備及び関係情報の収集並びに関係機関に対する連絡等必要な措置を講ずること。

第8 対策本部等の措置

警察本部長は、必要があると認めたときは、現地に危険な動物の逸走事案対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

第9 応援派遣

逸走事案の発生に際し、応援派遣を命ぜられた所属長は、速やかに、要員等を指定された場所へ派遣すること。

第10 通信の確保

逸走事案が発生したときは、通信施設、資機材等を効果的に活用し、現地及び警察署並びに警察本部又は対策本部との通信を確保すること。

第11 現場活動上の留意事項

1 逸走した危険な動物の捜索、捕獲等

- (1) 危険な動物の捜索、捕獲等に当たっては、複数が一組となり、必ずけん銃等を携帯すること。
- (2) 猟友会等の応援があった場合には、相互の連絡を密にし、協力して捜索、捕獲等に当たること。

2 避難誘導及び雑踏整理

現場においては、危険（立入制限）区域を速やかに設定するとともに、現場に広報車を配置するなどして、付近住民等に対する広報及び指導を徹底し、住民等を安全な場所に誘導すること。

3 交通規制及び整理

現場付近は、事案発生に伴い、交通が著しく混雑し、警察活動が阻害される場合もあるので、早期に現場周辺の交通規制を行い、適切な交通整理を実施し、現場への交通を確保すること。

4 現場保存及び証拠資料の確保

逸走事案の原因究明、刑事責任の追及等に資するため、現場保存を徹底し、関係者及び証拠物の確保に努めること。

第12 受傷事故防止

- 1 危険な動物の襲撃によって負傷等の被害を負わないよう十分留意すること。
- 2 危険な動物の捜索に当たっては、猟友会員等と相互の連絡を密にし、銃の使用に際しては、跳弾等により人に傷害を負わせないように十分留意すること。
- 3 1及び2のほか、危険な動物の捜索活動その他現場活動に際し、受傷事故には十分留意すること。

第13 警察庁等への報告・連絡

警察本部長は、逸走事案の発生を認知したときは、警察庁及び管区警察局に対し、事案内容、警察措置等について速やかに報告するものとする。

なお、必要のある場合には、隣接都県警察に連絡するものとする。

第14 実施年月日

この要領は、平成17年4月1日から実施する。